

自動車整備分野特定技能協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、自動車整備分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うため、また、各地域の特定技能所属機関が必要な特定技能外国人を受け入れるため、構成員が相互に連絡を図ること及び必要な措置を講ずることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 受入れに係る人権上の問題等への対応策の検討
- 三 特定技能所属機関等に対する法令順守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な検討）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 七 上記六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や特定技能所属機関による他の機関に雇用されている特定技能外国人の引抜き等の自粛要請等を含む。）
- 八 特定技能所属機関及び登録支援機関が構成員であることの証明
- 九 その他、前条の目的を達成するために必要な情報・課題の共有、協議等

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 有識者
- 二 自動車整備分野に係る特定技能所属機関
- 三 自動車整備分野に係る登録支援機関
- 四 自動車整備事業者団体
- 五 試験実施機関
- 六 警察庁
- 七 法務省
- 八 外務省
- 九 厚生労働省
- 十 国土交通省

2. 構成員は、前条に規定する協議会の活動に対し、必要な協力を行う。

(会議)

第5条 協議会の招集は、事務局が行う。

2 協議会は、原則として3月に1回以上開催する。

3 協議会は、事務局の判断により、書面その他の簡易な方法により開催することができる。ただし、年に1回以上、簡易な方法によらず開催することとする。

4 協議会は、事務局が必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

(決議)

第6条 協議会は、第3条第7号に規定する自粛要請その他の事務局が特に必要と認める事項に関して、構成員又は事務局により発議された決議案を、構成員による有効投票数の半数以上の賛成を得て決議することができる。議決権の割り当ては、別途定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務は、国土交通省自動車局整備課が行う。なお、事務の円滑な運営のため、地方運輸局及び沖縄総合事務局を事務局の地方窓口とする。

(入会、退会等)

第8条 協議会の構成員となろうとする特定技能所属機関又は登録支援機関（以下「特定技能所属機関等」という。）は、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。

2 特定技能所属機関等は、前項の届出事項のうち事務局が指定する事項について変更がある場合、事務局の定める様式により、変更の届出を行うものとする。

3 事務局は、第1項の届出を受理した場合、特定技能所属機関等に対して、その旨を書面にて回答するものとする。

4 事務局は、すでに構成員となっている特定技能所属機関等の求めがあった場合には、当該特定技能所属機関等が協議会の構成員であることを証明する書面を発行することができる。

5 特定技能外国人の受入れを終了した等の理由により協議会の構成員でなくなった特定技能所属機関等は、事務局が定める様式により、届出を行うものとする。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別において定める。

2 協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、第4条第1項第1号に掲げる者を除き行わない。

附 則

この規約は、平成31年4月1日より施行する。